

協定項目番号	23 20	合併協定項目名	各種事務事業（都市計画事業関係）の取扱いについて	専門部会名	都市計画部会	分科会名	都市計画分科会
調整の方針（案）	1 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。 2 用途地域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に指定、調整する。 3 都市計画道路整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に再編調整する。 4 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。 5 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。						
項 目	観音寺市	大野原町	豊 浜 町				
都市計画の状況							
都市計画区域	昭和 8年12月 9日指定 651ha 昭和33年 7月 4日変更 4,035ha 昭和44年 2月20日変更 1,707ha （現在に至る）		昭和 9年 8月15日指定 247ha 昭和43年10月 1日変更 240ha 平成 3年 3月29日変更 263ha （現在に至る）				
用途地域	11種別、632ha						
都市計画道路	1. 整備計画 観音寺都市計画道路 17路線 2. 整備状況 平成14年10月1日で、都市計画道路全般の見直しを実施 ・継続事業（H15年度完了） 坂本中央線道路改築 ・新規事業（H15年度～H19年度） まちづくり総合支援事業第1期事業 中央七間橋線道路改築 坂本中央線歩道改修 ・その他事業 総合振興計画（実施計画）に基づく		1. 整備計画 豊浜町都市計画道路 14路線 2. 整備状況 都市計画街路の見直しを 検討中				
都市計画 マスタープラン	平成12年3月策定 1. 整備スケジュール 短期 平成17年度まで 中期 平成27年度まで 長期 平成27年度以降 2. 基本方針 個性と活力の創出 都市構造の再構築 適正な土地利用への誘導 安全で快適な生活空間の形成 市民生活を支える都市・生活基盤の整備						
都市計画審議会	観音寺市都市計画審議会 ・委員構成12名 識見を有する者 7名以内 市議会の議員 5名以内 ・任期 2年						

先進地事例

【さいたま市】

都市計画事業の取扱い

都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。各種計画は、合併後速やかに策定する。

【さぬき市】

都市計画の取扱い

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (4) 宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。

【周南市】

都市計画区域及び用途地域

新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

関係法令

都市計画法(昭和43年6月15日法律100号)

【都市計画の基本理念】

第2条

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

【都市計画区域】

第5条第1項

都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

第5条第2項

都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。